

# みどりの鈴介護福祉士実務者養成施設(通信課程)学則

## (目的)

第 1 条 本校は、時代の要求に応じ、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年五月二六日法律第三十号 附則 平成二八年三月三一日法律第二一号 抄)に基づいた介護福祉士実務者研修を通じて、介護福祉士として必要かつ専門的な知識・技能の習得及び人間性、倫理観を確固たるものにする事によって、地域福祉並びに社会福祉の向上に真に貢献できる人材の育成を目的とする。

## (事業者の名称)

第 2 条 本校は、株式会社吉昇幹が運営する。

## (事業者の所在地)

第 3 条 本校は、鈴鹿市住吉町6783番49に置く。

## (研修及び本校の名称)

第 4 条 研修及び本校の名称は、「みどりの鈴介護福祉士実務者養成施設(通信課程)」とする。

## (研修会場)

第 5 条 研修会場は、鈴鹿市住吉町6783番49みどりの鈴デイサービスセンター施設内とする。

(注)1 本来の実務者養成施設の教育に支障のない限り、当研修の教員、施設・設備等を利用して介護福祉士実務養成施設以外の運営を行うものとする。

## (教職員の組織)

第 6 条 本校は、下記の教職員を配置する。※( )は有資格

校 長	荒館 美保	(介護福祉士・介護支援専門員)
主任教員	荒館 美保	(介護福祉士・介護支援専門員)
教 員	小寺 誠	(介護福祉士・主任介護支援専門員)
看護教員	浦中 秀実	(看護師)
事務職員	荻野 真希	

## (定 員)

第 7 条 受講定員は1講座40名とする。学級数は最大2学級までとする。総定員は80名までとする。

## (修業年限)

第 8 条 修業年限は6ヶ月間とする。各講座の時間割・日程は別途定める。

## (受講時期)

第 9 条 本校の入学時期は、各学級の開講日とする。

(休業日)

第 10 条 本校の休業日は学校長の判断により定められる。

(受講対象者)

第 11 条 受講の対象者は下記の条件を満たす者とする。

- 1 介護福祉士国家資格の資格取得を志している者
- 2 老若男女問わず、心身ともに健全である者
- 3 地域福祉に貢献したいと志している者
- 4 社会通念上の一般常識がある者

(受講手続き)

第 12 条 株式会社吉昇幹が定める指定の期日までに受講を申し込み、受講料を支払うものとする。

(養成課程)

第 13 条 みどりの鈴介護福祉士実務者養成施設の研修科目は、通信課程を主に行い、一部面接授業にて実施する。なお、面接授業の科目は介護課程Ⅲ(学則第15条参照)及び医療的ケア研修(学則第16条参照)とする。(全カリキュラムについては学則第17条を参照)

(通信課程の実施方法)

第 14 条 通信課程の実施方法は下記の通りとする。

1 学習方法

受講生は当研修で提供される課題をテキストの該当ページに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を提出しなければならない。

2 評価方法

各科目に提出された課題もしくはレポートを指導教員が添削し、A～Dの4段階評価を実施する。

A=90点以上、B=80点以上、C=70点以上、D=69点以下

なお、C評価以上を合格とし、D評価の受講生については課題の再提出が必要となる。

3 自己学習への対応

自己学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙でFAXまたはメールで受け付けるものとし、担当教員が回答するものとする。

(面接授業による実施方法)

第 15 条 介護課程Ⅲの面接授業の実施方法は下記の通りとする。

- 1 面接授業は指定された日に研修会場で実施する。出欠確認のため、受講者は認め印を持参し、面接授業の度に当研修の指導教員が用意する出席簿に押印する。
- 2 面接授業に出席する条件として、期日までに通信課程の課題もしくはレポートを提出し、C評価以上を受けることが必要となる。(第14条2項参照)
- 3 面接授業を全受講者が安全に行うのにあたり、感染症に感染した者、あるいは感染症の疑いがある者は受講できないものとし、授業の実施時期を変更する。

4 評価は、全日程の面接授業に出席した者を対象に行う。指導教員が成績の評価を実施する。

(面接授業による実施方法)

第 16 条 医療的ケア研修の面接授業の実施方法は下記の通りとする。

- 1 面接授業は指定された日に研修会場で実施する。出欠確認のため、受講者は認め印を持参し、面接授業の度に当研修の指導教員が用意する出席簿に押印する。
- 2 面接授業に出席する条件として、期日までに通信課程の課題もしくはレポートを提出し、C評価以上を受けることが必要となる。(第14条2項参照)
- 3 面接授業を全受講者が安全に行うのにあたり、感染症に感染した者、あるいは感染症の疑いがある者は受講できないものとし、授業の実施時期を変更する。
- 4 評価は、全日程の面接授業に出席した者を対象に行う。指導教員が成績の評価を実施する。

(科目及び履修方法)

第 17 条 科目及び履修方法は下表の通りとする。

科目	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立	5	通信課程(学則第14条参照)
社会の理解Ⅰ	5	通信課程(学則第14条参照)
社会の理解Ⅱ	30	通信課程(学則第14条参照)
介護の基本Ⅰ	10	通信課程(学則第14条参照)
介護の基本Ⅱ	20	通信課程(学則第14条参照)
コミュニケーション技術	20	通信課程(学則第14条参照)
生活支援技術Ⅰ	20	通信課程(学則第14条参照)
生活支援技術Ⅱ	30	通信課程(学則第14条参照)
介護課程Ⅰ	20	通信課程(学則第14条参照)
介護課程Ⅱ	25	通信課程(学則第14条参照)
介護課程Ⅲ	45	面接授業(学則第15条参照)
発達と老化の理解Ⅰ	10	通信課程(学則第14条参照)
発達と老化の理解Ⅱ	20	通信課程(学則第14条参照)
認知症の理解Ⅰ	10	通信課程(学則第14条参照)
認知症の理解Ⅱ	20	通信課程(学則第14条参照)
障害の理解Ⅰ	10	通信課程(学則第14条参照)
障害の理解Ⅱ	20	通信課程(学則第14条参照)
こころとからだのしくみⅠ	20	通信課程(学則第14条参照)
こころとからだのしくみⅡ	60	通信課程(学則第14条参照)
医療的ケア	50	通信課程(学則第14条参照)
医療的ケア演習	9	面接授業(学則第16条参照)
合計履修時間	459	

(研修修了の認定方法)

第 18 条 研修終了の認定方法については下記の通りとする。

- 1 所定の通信課程及び面接授業全て合格した受講者を対象に、修了評価試験を実施する。
- 2 修了評価試験の評価は4段階(優、良、可、否)でおこない、優、良、可を修了評価試験合格の基準とする。

出題問題については、通信課程及び面接授業の要点の履修内容とする。

評価基準	評価	合 否
90点以上～100点	優	合 格
80点以上～89点	良	
70点以上～79点	可	
69点以下	否	不 合格

- 3 修了評価試験合格者にたいして、実務者研修修了証明書を交付する。
- 4 修了評価試験に不合格の場合は申請により再試験を実施する。この場合の再試験料は、5,000円とする。

(科目の履修免除)

第 19 条 他研修の修了者については、一部の科目の免除を認める。免除の基準については、介護福祉士実務者研修カリキュラム及び他研修等の修了認定に基づくものである。履修が免除となる科目については下表の通りである。

科 目	所定 時間数	無資格 の方	介護職員 基礎研修	介護職員 初任者研修	訪問介護研修(ホームヘルパー)		
					1級	2級	3級
人間の尊厳と自立	5		免除	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	5		免除	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅱ	30		免除		免除		
介護の基本Ⅰ	10		免除	免除	免除	免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除		免除	免除	
コミュニケーション 技術	20		免除		免除		
生活支援技術Ⅰ	20		免除	免除	免除	免除	免除
生活支援技術Ⅱ	30		免除	免除	免除	免除	
介護課程Ⅰ	20		免除	免除	免除	免除	
介護課程Ⅱ	25		免除		免除		
介護課程Ⅲ	45		免除				
発達と老化の理解 Ⅰ	10		免除		免除		
発達と老化の理解 Ⅱ	20		免除		免除		
認知症の理解Ⅰ	10		免除	免除	免除		
認知症の理解Ⅱ	20		免除		免除		

障碍の理解Ⅰ	10		免除	免除	免除		
障碍の理解Ⅱ	20		免除		免除		
こころとからだのしくみⅠ	20		免除	免除	免除		
こころとからだのしくみⅡ	60		免除		免除		
医療的ケア	50						
医療的ケア演習	9						
合計履修時間	<b>459</b>	<b>459</b>	<b>59</b>	<b>329</b>	<b>104</b>	<b>329</b>	<b>429</b>

※認知症実践者研修修了者は認知症の理解Ⅰ・Ⅱ免除とする。

※喀痰吸引等研修(1号・2号)修了者は医療的ケア・医療的ケア演習免除とする。

#### (受講料)

第 20 条 みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)の受講料は下表の通りとする。

受講者の有する資格	受講料(テキスト代、税込み)
無資格	98,000円
介護職員基礎研修終了者	30,000円
介護職員初任者研修修了者	86,000円
訪問介護1級研修修了者	43,800円
訪問介護2級研修修了者	86,000円
訪問介護3級研修修了者	86,000円
喀痰吸引等研修(1号・2号)修了者	該当受講料より10,000円減額

#### (自主退学)

第 21 条 みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)を退学する場合、みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)の退学届を提出し、許可を得なければならない。

なお、退学した場合、受講料の返金は一切行わないものとする。

#### (休学・復学)

第 22 条 みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)を休学または復学する場合、休学・復学届を提出し、許可を得なければならない。

原則、休学した場合についても受講料の返金は一切行わないものとする。

#### (補 講)

第 23 条 やむを得ない事由で面接授業の一部を欠席した場合は、補講申請書を提出し、次回以降の講座で該当科目の補講を受けることができる。この場合の受講料は無料とする。

#### (地 域)

第 24 条 みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)の受講者の地域は全国とする。

(賞 罰)

第 25 条 みどりの鈴介護福祉士実務者研修(通信課程)の成績優秀者に対し、模範修了生として表彰することがある。

また、受講生が次項のいずれかに該当した場合は、停学又は退学の措置を取ることができる。

- 1 学習意欲が見受けられない場合(学則第11条に非該当だと判断した場合)
- 2 他の受講生の迷惑になる行為をした場合
- 3 授業の妨害行為、施設設備等の破損行為のあった場合

なお、停学又は退学になった場合においても受講料の返金を行わないものとする。

附則 この学則は、平成30年4月1日より施行する。

この学則は、令和2年1月1日より施行する。

この学則は、令和4年3月10日より施行する。